

広報 きたうら

北浦村の人口

46年 2 月 末 日
(単位・戸、人)
世 帯 数 2,273(3)
総人口数10,938(△10)
男 5,286(△4)
女 5,652(△6)
△印は減少

第 136 号 (発行日) 昭和46年 3 月 25 日 (発行人) 北浦村長 高柳庄次郎 (印刷所) さんゆう社



小貫小学校

防音校舎が完成

○ 来年度で残り半分
○ 新城小も実施設計

<小貫小学校の防音校舎>

3月23日、小貫小学校の防音改築第1期工事が竣工しました。

鉄筋コンクリート防音二階建、総面積 955 平方メートルのスマートな校舎で普通教室 7、職員室 1、音楽室 1、家庭科室 1、放送室などがあります。

総工費は4926万円(うち国よりの補助75%、3918万円)で、学校用地は地元地主の協力により44年中に造成、昨

年の7月起工式 230 日で完成したものです。

小貫小学校の防音改築第一期工事は本村においては、航空自衛隊百里基地周辺関係の防音施設としては初めて、46年は小貫小学校残り防音校舎を完成、新城小学校の実施設計、要小学校の用地取得が予定されています。

昭和46年度一般会計予算

		予 算 額 (千円)	対前年度伸 び率 (%)
(歳入)			
村 民 税		59,910	7.3
自動車取得税交付金		8,323	△ 6.8
地方交付金		216,232	15.2
交通安全対策金	}	60	—
特別交付金			
使用料及び手数料		2,759	21.1
国庫支出金		35,100	△ 55.0
県支出金		15,628	85.1
財産収入		328	△ 55.9
繰上金		1	—
繰入金		1	△ 99.9
繰上金		6,000	20.0
繰入金		36,758	8.6
繰上金		62,200	△ 5.7
合 計		443,300	△ 5.0
(歳出)			
議 会 費		13,786	17.9
総 務 費		66,711	19.1
民 生 費		13,114	0.6
農 林 水 産 費		18,482	55.2
商 工 業 費		64,126	68.7
土 木 費		809	2.5
道 路 費		104,141	54.9
公 債 費		6,228	10.3
公 債 償 還 費		136,538	△ 45.4
公 債 償 還 費		100	—
公 債 償 還 費		18,263	53.6
公 債 償 還 費		2	—
公 債 償 還 費		1,000	200.0
合 計		443,300	△ 0.5

(△は減額となったもの)

第五として、教育の施設充実と社会教育の振興

（社会教育）青少年及び成人者に対して組織的活動を行なうための公民館が建設されましたので、実際の生活に即した教育を行ない、住民の教養向上、健康増進の振興をはかるため、専任職員、調理教室、生花教室等のほか、社会公衆問題として年々増加の傾向にある交通安全教室の開設により、交通安全の徹底を期したいと存じます。

（社会体育）交通機関の発達により体力の老化が目立つ昨今、保健体育の推進により体力増強とレクリエーションを兼ねたママさんバレーボール、お父ちゃんソフトボール大会開催のほか、各種団体参加による体力づくり歩行者運動の展開により、住民の体力向上をはかりたいと存じます。

（事務改善と住民サービス）以上申し上げました施策を推進し、村勢の発展を期するため、あらゆる資金を導入することともに、行政面においては事務改善として文書管理改善の実施、新任職員、中級職員、管理監督者の研修により職員資質向上に努め、住民サービスをモットーに計画事業の完全執行にまい進する所存であります。



昭和46年度
一般会計予算

4億4千3百30万円

(予 算 説 明)

六〇年代は恵まれた国際環境の中にあつて国の努力により飛躍的な経済発展と完全雇用の実現など歴史的な進歩を遂げることができました。国際的地位も著しく向上し、世界的にまれな高密度社会が形成されたこともあって、物価、公害など現代社会問題も多く発生しました。このような困難な問題を克服し、平和と繁栄と福祉の基盤をいっそう強固にし、経済社会の均衡ある成長を実現できる時代になったといわれております。

いよいよ高負担高福祉を目標として、経済成長の定着化をはかりつつ「人間と自然、人間と環境の新しい調和」すなわち人間の自然の回復することを七〇年の課題としています。

本村の現状を考察すると、経済社会開発の面からは六〇年後期でありますが、人間の自然の回復からすれば七〇年代の水



一般会計予算内容分析

社会資本の整備
道路の舗装と改良

第一として社会資本整備のため道路の舗装ならびに改良を最重要事業として進めてまいります。

（村道）現在本村には市員四メートル以上の道路が約七千キロメートルありますが、すでに四十五年度までに十キロメートルの舗装が完成します。

これら道路の舗装化推進をはかるため、村内県道をそれぞれ起点として東西を走る基幹道路である

○吉川・繁昌經由小幡線
○小幡・戸線

（単位：%）

社会福祉の充実

第二として、社会福祉事業の推進をはかりたいと存じます。

（社会福祉協議会）村社会福祉事業が法人化発足いたしましたので、恵まれない家庭への援助、更正指導強化をはかりたいと存じます。

（老人大学）前年度より開設しております老人大学受講生をクラブ三名から五名に増員し、人的交流とより高い教養と知識を身につけ、現代社会での文化への享受の機会をつくることともに老人クラブ助成などにより、いこのための集いの場を育成します。

（全学童に交通共済）とくに最近における車両の増加はめざましく、交通事故は毎日の新聞にぎわしてあります。これら交通安全対策として、学校児童生徒に対し、県民交通安全の掛金の半額を村補助とし、不慮の事故に備えたいと存じます。

（社会教育）青少年及び成人者に対して組織的活動を行なうための公民館が建設されましたので、実際の生活に即した教育を行ない、住民の教養向上、健康増進の振興をはかるため、専任職員、調理教室、生花教室等のほか、社会公衆問題として年々増加の傾向にある交通安全教室の開設により、交通安全の徹底を期したいと存じます。

（社会体育）交通機関の発達により体力の老化が目立つ昨今、保健体育の推進により体力増強とレクリエーションを兼ねたママさんバレーボール、お父ちゃんソフトボール大会開催のほか、各種団体参加による体力づくり歩行者運動の展開により、住民の体力向上をはかりたいと存じます。

（事務改善と住民サービス）以上申し上げました施策を推進し、村勢の発展を期するため、あらゆる資金を導入することともに、行政面においては事務改善として文書管理改善の実施、新任職員、中級職員、管理監督者の研修により職員資質向上に努め、住民サービスをモットーに計画事業の完全執行にまい進する所存であります。

第一回定例村議会開かる

昭和四十一年度 一般会計予算など可決

村議会第一回定例会は三月十日、役場会議室で五日間の日程で開かれ、十七議案が審議されいづれも原案どおり可決されました。

◆課室設置条例の一部改正

産業課所掌事務である地籍調査事務を建設課所掌事務とします。

◆職員定数条例の一部改正

提出制国民年金の給付事務の開始、公民館活動の充実を図るため職員特勤手当の全面改正

◆非常勤特別職の報酬、費用弁償の一部改正

非常勤特別職(区長・班長・農業委員等)の報酬等の一部改正

◆非常勤特別職の報酬、費用弁償の特例条例の廃止

地方自治法二〇七条の実費弁償の一部改正

村議会議員の報酬・費用弁償の一部改正

行方郡特別職報酬審議会の答申にもとづき報酬等の改定

◆常勤特別職の給料・旅費の一部改正

村三役の給料を行方郡特別職報酬等審議会にもとづき改定

◆教育長の給与、勤務時間の一部改正

教育長の給料を行方郡特別職報酬等審議会にもとづき改定

◆国保条例の一部改正

精神障害者に対する医療負担を軽減。葬祭費の給付を、三千円か

ら五千円に改定。

◆公民館管理条例の全面改正

北浦村公民館が建設にともないの全面改正

◆公民館の施設使用料の一部改正

北浦村公民館が建設にともなう一部改正

◆昭和四十六年度一般会計予算

昭和四十六年度国保特別会計予算

◆北浦村長選挙公営立会演説会条例

四月十八日に告示される村長選の立会演説会実施のための条例

◆工事請負契約の締結

一千万円以上の契約について、議会の承認を得るもので行戸一小幡線の二期分について行なわれたものです。

国民年金の充実 福祉年金の充実

国民年金、児童扶養手当および特別児童扶養手当の充実を図るため、第六十五通常国会に提出されていた国民年金等の一部改正案が成立しました。

福祉年金の引き上げ

老令・障害・母子(準母子)の各福祉年金の額を三千六百円(月

三百円)ずつ引き上げます。

これによって老令・障害・母子(準母子)の年金額は、それぞれ年額二万七千六百円、四万八千八百円、三万四千八百円となります。また児童扶養手当、特別児童扶養手当も、月額三百円ずつ引き上げられることになっています。

戦争公務による扶助料

戦争公務による扶助料を受けている人には、福祉年金の支給が制限されていましたが、今回の改正では准士官以下の階級について、一部併給であったのが全額併給となるよう、緩和を図るものです。

障害者に対する、老令

福祉年金の支給開始年

令引き下げ

七十才であった支給開始年令を法別表に該当する程度の障害があり、日常生活に制限をうける老人については、六十五才から支給をうけられるようにするものです。以上のほか、失踪宣言による、

公証役場利用の手びき

ただの口約束や、当事者間の契約書だけでは、相手が約束を実行しないときは裁判になりかねません。公正証書がつくつてあれば、金の取立ては裁判がなくても、公正証書で強制執行ができます。ですから公正証書をつくっておけば争いを未然に防止できて取引や契約は完全です。

公正証書は全国どここの公証役場

死亡の場合の支給要件の緩和や、高令者に対する通算年令年金の支給要件を、緩和することとしています。

改善事項として、所得制限の緩和があります。福祉年金については、受給権者本人または受給権者を扶養する人の収入限度額を引き上げ、制限を緩和します。

たとえば、扶養義務者に扶養親族が五人いる場合、その収入限度額は、百三十五万七千七百円から百八十万円に引き上げられます。受給権者本人の所得制限限度額は、三十二万円を三十五万円に子の加算額は、十万円を十二万円にそれぞれ引き上げることになっています。

実施時期は

年金額の引き上げおよび障害者に対する老令福祉年金の、支給開始年令の引き上げ等は、四十六年十一月、併給制限の緩和は十月、所得制限の緩和は五月からと、それぞれ実施することになっています。

戸籍を確かめよう

今年には戸籍制度が創設されてから百年になります。一口に百年と言われるものの明治五年式戸籍に始まり現在に至るまで、その間には幾多の改革、改正がなされ、世界に冠たる誇り得る身分公証制度の現在の戸籍となったのです。

そこで皆さんにぜひ知っておいていただきたいことは、自分の戸籍がどうなっているか、本籍はどこか、何番地で戸籍の筆頭者は誰かと言うことです。

通常筆頭者以外の者が婚姻すれば、別に戸籍を編制することに法に定められているからです。また住民基本台帳(旧住民登録)で世帯主が誰で住所はどこか、何番地かということ。現在、世帯の人員と住民基本台帳の人員と相違があるかを一度確認しておいていただきたいと思

村長・村議補欠選挙

告示は4月18日
投票日は4月25日
選挙時間は午前7時～午後6時
村議補欠は2名

＞一票で築く豊かな郷土＜